

碧南市土木工事施工管理基準

- 1 本基準は国庫補助事業、県費補助事業、市単独費事業の別にかかわらず碧南市発注の土木工事に関して適用する。
- 2 本基準に定めのない事項については、愛知県建設部「土木工事標準仕様書(以下、「標準仕様書」という。）」、「土木工事現場必携」、日本水道協会編集「水道工事標準仕様書」、愛知県農林水産部編集「工事標準仕様書(農地関係)」、農林水産省監修「施設機械工事等共通仕様書」の規定によるものとする。
- 3 受注者は以下の各号に示す工種について、各表に掲げる規模に応じて出来形管理、品質管理を実施すること。

なお、専任監督員は出来形管理、品質管理に原則として立会うものとし、立会いが出来ないときは、主任監督員の指名による代理者が立会うか、現場代理人又は主任技術者において実施し、写真を添付して速やかに専任監督員に報告させるものとする。

(1) セメント・コンクリート工

1工種当りの総使用量	スランプ試験	圧縮強度	曲げ強度試験※ ¹	空気量測定	塩化物含有試験
50m ³ 未満	1工種1回以上※ ²	1工種1回以上※ ²	1工種1回以上※ ²	1工種1回以上※ ²	1工種1回以上※ ²
50m ³ 以上	標準仕様書の施工管理基準による。				
<注意事項> ※1 本項目はコンクリート舗装工のみに適用する。 ※2 生コンクリート工場の品質証明書等の提出のみでも可とする。基礎コンクリート、胴込コンクリートも同様とする。					

(2) 鉄筋

搬入時に製造工場の試験成績表(検査証明書)で確認するものとする。ただし、総使用量 100 k g 未満は監督員の承認で省略可とする。

(3) 舗装工

対象面積	As 舗装コア-厚 検査(出来形)	As 舗装現場 密度の測定 (品質)	As 舗装平坦性 (出来形)	As 舗装温度 測定(品質)
500 m ² 未満	下がり写真よ り判定	不要	車線延長合計 150m以上を対 象とする。た だし、側溝改 良工事、維持 補修工事等の 車線の全幅員 を欠く工事、 又は車線を持 たない路線の 工事は省略す る。	同一配合の合 材 100 t 未満 の場合は 1 日 2 回 (午前・ 午後)
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	3 個	3 個		
1,000 m ² 以上	4 個 1,000 m ² 増え るごとに 1 個 ※ ¹ 増す	4 個 1,000 m ² 増 えるごとに 1 個※ ¹ 増す		
<p>< 注意事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象面積は舗装構成ごとの面積とする。 測定箇所は監督員が無作為に抽出し指示する。 脱色アスファルト等の特殊舗装工には、本基準は適用しない。監督員による立会いによるか、下がり写真により写真判定する。その場合、監督員は管理の頻度を上げるよう求めること。 <p>※¹ 1,000 m²を超えるごとに、1 個増す。 【例】 1,900 m²→4 個、2,000 m²→5 個、2,600 m²→5 個</p>				

(4) 上層路盤工、下層路盤工

対象面積	つぼ堀検査 (出来形)	現場密度検査 (品質)	安定処理検査
100 m ² 未満	下がり写真よ り判定	不要	As 舗装コア-厚 検査、As 舗装現 場密度試験に準ず る。(セメント安 定処理は、つぼ堀 測定可)
100 m ² 以上 500 m ² 未満	2 箇所	1 回 (3 個)	
500 m ² 以上 1000 m ² 未満	各車線 200m 毎に 1 箇所測 定 (最低 3 箇 所)	1 回 (3 個)	
1000 m ² 以上		1,000 m ² につき 1 回 (3 個) ※ ¹	
<p>< 注意事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 対象面積は路盤厚ごとの面積とする。 下がり測定の場合は横断方向に 3 点以上測定した平均値を 1 箇所とする。 測定箇所は監督員の指示による。 プルフローリングは、施工可能な全幅全区間において実施する。 			

(5) 路床工、路体工

対象土量	路体現場密度 (品質)	対象土量	路床現場密度 (品質)
100m ³ 未満	監督員の指示による。	100m ³ 未満	監督員の指示による。
100m ³ 以上 1,000m ³ 未満	1回(3箇所)	100m ³ 以上 1000m ³ 未満	1回(3箇所)
1,000m ³ 以上 2,000m ³ 未満	2回(6箇所)	1000m ³ 以上 1500m ³ 未満	2回(6箇所)
		1500m ³ 以上 2000m ³ 未満	3回(9箇所)
2,000m ³ 以上 3,000m ³ 未満	3回(9箇所)	2000m ³ 以上	以後 500m ³ 毎に 1回(3個)
3,000m ³ 以上	以後 1000m ³ 毎 に 1回		
<p>< 注意事項 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象土量は工事ごとの土量とする。 ・測定時期、箇所は監督員の指示による。 ・プルフローリングは、施工可能な全幅全区間において実施する。 			

- 4 受注者は以下の各号に注意し、写真管理を実施すること。
- (1) 資材置き場等を設ける工事にあつては、資材等の管理状況を確認するため、資材置き場等の全景を写真撮影すること。
 - (2) 出来形管理、施工状況は管理地点の前後を、できるだけ広範囲に撮影すること。
 - (3) 建設副産物、建設廃棄物（産業廃棄物を含む）を処理する事業所の看板、許可証などを撮影すること。
 - (4) 各種保安施設の設置状況は、設置後に各種類毎に撮影すること。工事予告看板の撮影を忘れないこと。
 - (5) 事故等があつた時は、発生直後の状況の写真撮影をすること。
 - (6) 過積載防止に取り組んでいる状況を撮影すること。
 - (7) 舗装の継目の施行にあつては、継目または構造物との接触面のタックコート施行完了写真を撮影すること。

附 則

この基準は平成29年4月1日から適用する。

この基準は令和5年4月1日から適用する。